

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成20年5月28日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
栗東ショッピングスクウェア
栗東市安養寺8丁目1番32号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
株式会社 平和堂 彦根市小泉町31番地
代表取締役 夏原 平和
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
駐車場の自動車の出入口の数および位置
3か所（出入口2か所、出口1か所）
 - (2) 変更前
駐車場の自動車の出入口の数および位置
2か所（出入口1か所、出口1か所）
- 4 変更年月日
平成20年5月1日
- 5 変更の理由
隔地の駐車場を廃止し従業員等用駐車場とするため。なお、廃止する駐車場の収容台数（44台）を店舗屋上駐車場で確保するため、来店者用駐車場収容台数に変更はない。
- 6 届出年月日
平成20年4月30日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1新館2階
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1東館3階
滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目14-75
栗東市環境経済部商工観光労政課 栗東市安養寺1丁目13番33号
 - (2) 縦覧期間 平成20年5月28日から平成20年9月29日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成20年9月29日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1